

佐世保市工事成績評定実施要領の一部を改正する規則新旧対照表

改正前	改正後
(対象工事) 第2条 評定の対象とする工事は、佐世保市が発注する「契約金額が130万円以上の工事」とする。	(対象工事) 第2条 評定の対象とする工事は、佐世保市が発注する「契約金額が200万円以上の工事」とする。 附 則 この要領は、令和7年6月1日から施行する。

佐世保市工事成績評定実施要領

(目的)

第1条 この要領は、佐世保市が発注する建設工事の成績評定（以下「評定」という。）に関し必要な事項を定めることにより、厳正かつ的確な評定の実施を図り、もって受注者の適正な選定及び指導育成に資することを目的とする。

(対象工事)

第2条 評定の対象とする工事は、佐世保市が発注する「契約金額が200万円以上の工事」とする。

(評定の内容)

第3条 評定は、工事の施工体制、施工状況、出来形及び出来ばえ、工事特性、創意工夫、社会性等及び法令遵守等について行うものとする。

(評定者)

第4条 評定を行う者（以下「評定者」という。）は、佐世保市財務規則（昭和44年規則第9号。以下「規則」という。）第182条第2項による担当監督員（以下「監督員」という。）、工事主管係長（監督員が所属する係の長をいう。以下同じ。）及び規則第186条による検査員（契約金額が300万円未満の工事については、当該工事を主管する部課の課長補佐職以上の職員（以下「主管課検査員」という。））とする。

(評定の方法)

第5条 評定は、監督及び検査について、次項以下に定める方法により、工事ごと、評定者ごとに独立して的確かつ公正に行うものとする。

- 2 工事成績の採点は、「工事成績評定調書【共通】（別表1）」及び「細目別評定採点表【共通】（別表2）」により行うものとする。
- 3 評定にあたっては、監督員、工事主管係長、検査員及び主管課検査員が、それぞれ別紙1から別紙3に定める「工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表」を活用して行うものとする。
- 4 評定にあたっては、別紙4「記入方法及び留意事項」、別紙5「「施工プロセス」のチェックリスト」及び別紙6「施工プロセスチェックに基づく文書（通知・注意）」を反映させるものとする。
- 5 工事における、「創意工夫」及び「社会性等」に関しては、受注者は当該工事における実施状況（別紙7）を提出できるものとし、提出があった場合はこれを考慮し評価するものとする。

(評定の時期等)

第6条 評定の時期は、監督員及び工事主管係長の評定にあつては、工事が完了したとき、検査員及び主管課検査員の評定にあつては、完成検査が終了したときにそれぞれ行うものとする。

2 検査に際し、手直し指示事項があつた場合、当該手直し工事が完了した後に再度の評定は行わないものとする。

(評定結果の保管等)

第7条 検査員又は主管課検査員は、監督員、工事主管係長が作成した「工事成績評定表(主管課)」の提出を受けた後に検査を実施し、「工事成績評定表」を作成するものとする。

2 技術監理長は、前項によって作成された「工事成績評定表」副本(様式第2号-2)、正本(様式第2号-1)及び「工事成績評定表(主管課)」(様式第1号)を工事成績評定システム上で共有するものとする。

3 300万円未満の工事については、「工事成績評定表(主管課)(様式第1号)」及び主管課検査員によって作成された「工事成績評定表(様式第2号-3)」を工事主管課で保管するものとする。

(評定結果の通知及び公表)

第8条 技術監理課長は、完成検査終了後、「佐世保市工事成績評定通知及び公表実施要領」に基づき当該工事の受注者に対して評定結果を通知及び公表するものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成18年3月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要領の規定は、この要領の施行の日以後に竣工する請負工事について適用し、同日前に検査された請負工事については、なお従前の例による。

附 則

この要領は、平成18年10月12日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年8月25日から施行する。

附 則

この要領は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 2 年 5 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 3 年 5 月 1 日から施行する。

(様式等の一部改正)

附 則

この要領は、令和 4 年 6 月 1 日から施行する。

(様式等の一部改正)

附 則

この要領は、令和 5 年 6 月 1 日から施行する。

(様式等、考査項目別運用表の一部改正)

附 則

この要領は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 7 年 6 月 1 日から施行する。